玉東町介護予防・日常生活支援総合事業の支給費の基準について

R6.4.1

□訪問型サービスA

■訪問型サービス（現行相当）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 身体介護や認知症等でサービスが必要な者 |
| サービス内容 | 身体介護・生活援助時間：１回あたり４５分～６０分 |
| 単位 | 週１回程度　１，１７６単位/月　事業対象者・要支援１・２週２回程度　２，３４９単位/月　事業対象者・要支援１・２週３回程度　３，７２７単位/月　要支援２のみ※加算あり |

■訪問型サービス（サービスA【緩和型】）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | サービス利用により自宅にて自立した生活が送れる者 |
| サービス内容 | 生活援助のみ（調理、洗濯、掃除、買い物等）時間：１回あたり４５分 |
| 単位 | 週１回程度　　　９４１単位/月　事業対象者・要支援１・２週２回程度　１，８７９単位/月　事業対象者・要支援１・２ |

□通所型サービス

　■通所型サービス（現行相当）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 身体介護や認知症等でサービスが必要な者 |
| サービス内容 | 通所介護と同様のサービス・生活指導、日常生活訓練、健康チェック・入浴サービス、送迎サービス、食事支援回数　要支援１は週１回、要支援２は週１回または週２回 |
| 単位 | １，７９８単位/月　３，６２１単位/月　※加算あり |